

育児休業期間中の住民税の徴収猶予

◆ 制度の概要

一時に納税することが困難であると地方団体の長が認める場合は、育児休業期間中1年以内の期間に限り、住民税の徴収が猶予されます。

猶予された住民税は、職場復帰後に延滞金とともに納税することになります。

延滞金は、猶予期間（延滞金が年14.6%の割合により計算される期間に限り）に対応する部分の2分の1は免除され、又は地方団体の長の判断によりその全額を免除することができるかとされています。

◆ 手 続

本人が、お住まいの各市区町村に申出をします。

お問い合わせ先

都道府県労働局雇用均等室

- 育児休業や介護休業等の休業制度に関すること

事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）

- 雇用保険による育児休業給付
- 雇用保険による介護休業給付

年金事務所、健康保険組合又は厚生年金基金

- 育児休業等期間中の社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の免除措置
- 育児休業等終了後の社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の改定

年金事務所又は厚生年金基金

- 養育期間における、従前標準報酬月額みなし措置（厚生年金保険）

お住まいの市区町村

- 育児休業期間中の住民税の徴収猶予

都道府県労働局雇用均等室連絡先

● 北海道 011-709-2715	● 東 京 03-3512-1611	● 滋 賀 077-523-1190	● 香 川 087-811-8924
● 青 森 017-734-4211	● 神奈川 045-211-7380	● 京 都 075-241-0504	● 愛 媛 089-935-5222
● 岩 手 019-604-3010	● 新 潟 025-234-5928	● 大 阪 06-6941-8940	● 高 知 088-885-6041
● 宮 城 022-299-8844	● 富 山 076-432-2740	● 兵 庫 078-367-0820	● 福 岡 092-411-4894
● 秋 田 018-862-6684	● 石 川 076-265-4429	● 奈 良 0742-32-0210	● 佐 賀 0952-32-7218
● 山 形 023-624-8228	● 福 井 0776-22-3947	● 和歌山 073-488-1170	● 長 崎 095-801-0050
● 福 島 024-536-4609	● 山 梨 055-225-2859	● 鳥 取 0857-29-1709	● 熊 本 096-352-3865
● 茨 城 029-224-6288	● 長 野 026-227-0125	● 島 根 0852-31-1161	● 大 分 097-532-4025
● 栃 木 028-633-2795	● 岐 阜 058-263-1220	● 岡 山 086-224-7639	● 宮 崎 0985-38-8827
● 群 馬 027-210-5009	● 静 岡 054-252-5310	● 広 島 082-221-9247	● 鹿 児 島 099-222-8446
● 埼 玉 048-600-6210	● 愛 知 052-219-5509	● 山 口 083-995-0390	● 沖 縄 098-868-4380
● 千 葉 043-221-2307	● 三 重 059-226-2318	● 徳 島 088-652-2718	